C3200 情報システム利用者向け文書の策定に関する解説書

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2007年10月31日  A3200 | 新規作成 | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2015年10月9日  C3200 | 対象文書名と文書番号の変更 | － |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

　この文書は、以下の文書の利用に際しての注意点について述べたものである。

C3251　情報機器取扱ガイドライン

C3252　電子メール利用ガイドライン

C3253　ウェブブラウザ利用ガイドライン

C3254　情報発信ガイドライン

C3255　利用者パスワードガイドライン

　文書C3251～C3555は、「C2201 情報システム利用規程」の解説でも触れたが、内規や手順としてではなく、ガイドラインとして提示されている。これらのガイドラインには、昨今の教育環境の変化により、やむなく主観が入り込む余地のある道徳的条項が盛り込まれている。その結果として、これらの文書は手順や内規ではなくガイドラインとした。

　ガイドラインではなく手順や内規として本ひな形を参考にする場合には、何が違反となるかを明確になるように文書を作成するとともに、「C2201 情報システム利用規程」を修正しなければならない。